

撰津市長 森山 一正 殿

撰津市教育長 箸尾谷 知也 殿

## 2021年度撰津市の予算編成と

## 当面の施策に関する要望書

2020年11月27日

日本共産党撰津市会議員団

## はじめに

国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民の命や暮らしを脅かし、社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。大阪では、「第3波」の感染が全国最悪の規模と速度で拡大し甚大な被害が生じつつある極めて切迫した局面にあります。摂津市でも、行政と市民の感染抑止の努力が続けられていますが、これまで市内在住者で確認された感染者は累計で118人(11月25日現在)に達します。今後、冬季に流行するインフルエンザなどと重なり、摂津市内でも大きな混乱が起きかねません。

市民は、感染の不安があれば学校・地域・職場などでの様々な活動に安心して取り組みません。感染拡大を防止することと、社会・経済活動を両立させる最大のカギとなるのは、PCR検査と医療体制を抜本的に拡充・強化することです。無症状の感染者を早期に把握し保護(隔離)するための検査体制を抜本的に強化しなければ、今後のさらなる感染拡大は避けられません。感染拡大を抑止するためには、より積極的に検査を行うという戦略的転換が必要です。さらに、受診や利用抑制によって大幅な経営悪化を招いている医療機関や高齢者施設などの減収補填を国・大阪府に求めるとともに、市独自の経営支援策も実施すべきです。とくに、発熱患者への検査・診療を受け入れる医療機関への支援を早急に具体化すべきです。

また、地域経済の現状は、昨年10月に消費税の10%増税が強行されたため、個人消費の冷え込みとコロナ感染拡大の影響が重なり、急速な経済悪化を招いています。雇用と事業を維持し、持続できるように最大限支援することが緊急に求められます。

今回、来年度予算編成にあたっての各要望項目に加え、新型コロナ危機の下での重点項目も合わせてまとめました。景気の先行きや財政見通しが不透明な中ではありますが、こんな時こそ財政調整基金などを積極的に活用し、必要な施策を早急に講じるように求めます。

## 【新型コロナウイルス感染症対策における重点要望項目】

1. 摂津市内に地域外来・検査センターを誘致すること。
2. PCR検査や抗原検査を行う診療・検査医療機関を早急に小学校区に複数程度、指定すること。
3. 医療、介護、保育、学校など集団感染が心配される施設の利用者や従事者に対して、緊急検査を実施すること。
4. 陽性者が発生した施設において、濃厚接触者の判定がなくても検査を実施するとともに、施設への人的・財政的支援を行うこと。
5. 保育所等が休園する際は、保育の代替措置と相談窓口設置を行政の責任で行うこと。
6. 感染防止に有効な衛生用品等の確保や備品購入、設備改修を促進すること。
7. 学校や学童、保育所等の人的配置を増やし、密をさげ子どもの安全と学びを保証する環境整備につとめること。
8. 水道料金・学校給食費の減免の継続と拡大、国保料・介護保険料のコロナ減免の継続するとともに公共料金等の値上げをしないこと。
9. 子育て世帯、高齢者世帯、小規模事業者や非正規労働者に対する独自の給付金制度を検討し実施すること。とりわけ、4月28日以降に生まれた人や今年度中、出産予定の人に対する定額給付金を検討すること。
10. 国や大阪府の諸制度の継続、拡大を求めること。

## (1)「住民が主人公」の立場で清潔・公正・住民本位の市政運営を

- 1 コロナ対策や市民税の減収見通しを理由にした市民向け予算の減額は行わず、財政調整基金などを積極的に活用し、必要な施策を充実させること。
- 2 臨時財政対策債については財政的な収支からその活用を判断するのではなく、一般財源としての活用と市民サービス提供との視点から判断すること。
- 3 中期財政見通しは、実際の決算数値とあまりにも乖離し、その信頼性が問われていることから、その活用の仕方について抜本的に見直すこと。
- 4 職員の定数管理計画を見直し、業務量に応じた正規職員を配置すること。専門知識や技能、経験の蓄積を考慮した体制を作ること。
- 5 パブリックコメントに対する市民意見が大変少ない状況を改善するためにも、情報公開や市民説明会の実施を含め市民参加のシステムを根本的に見直すこと。
- 6 指定管理者制度については毎年のモニタリングに基づく改善を行っているが、公的施設としての役割を果たし市民サービスを向上させるという視点から再度見直しを行うこと。
- 7 公共事業の入札については、市内に実態のない業者等の監視を強めるとともに、一層の透明性、公平性確保に努めること。また様々な業務委託業者における労働条件確保に向け、市との関わり方について研究すること。
- 8 小規模修繕工事等希望者登録制度については、引き続き公平・平等・公正さを追求して改善を行うこと。
- 9 総合窓口の開設や休日・夜間など時間外窓口の開設に向け検討を行うこと。
- 10 窓口業務は市民との第一の接触の場であることから、単に事務処理だけでなく、支援が必要な場合は相談に乗れる体制をつくること。
- 11 外国人技能実習生の増加などに対応した相談窓口を開設すること。市役所窓口案内や暮らし・防災などの情報など多言語対応や「やさしい日本語表記」など共生社会を推進すること。
- 12 マイナンバー制度の見直し・廃止を国に求めること。マイナンバーカードを保険証として使用できる制度が進められるが、強制ではないことを担当だけでなくすべての職員に周知し市民への対応にも配慮すること。
- 13 旧三宅・味舌小学校跡地については、売却方針を「凍結」ではなく「撤回」とし、あらためて地域住民と共に協議する場を設け、有効活用を図ること。
- 14 別府コミュニティセンターの運営は地域住民の合意のもとに進め、公民館機能を後退させず、利用料も引き下げること。
- 15 別府コミュニティセンター残地は防災空地としての役割が果たせるよう、地域住民と協議し、活用の仕方を検討しなおすこと。
- 16 旧別府公民館は売却せず、防災資機材倉庫として活用すること。
- 17 第3期男女共同参画計画の推進と合わせて、条例制定についても検討を行うこと。市議会でも意見書が採択されている所得税法第 56 条の廃止を国に働きかけること。
- 18 LGBT(性的マイノリティ)当事者への差別をなくす啓発や職員への研修、窓口での配慮をはじめ制度的な対応も含め行政的な支援を進めること。
- 19 国連核兵器禁止条約が来年 1 月 22 日に発効されることも踏まえ、世界で唯一の被爆国日本政府へ批准、参加を求める署名を、さらに大きく広げていく取組みを行うこと。
- 20 自衛隊へ 18 歳市民の住民票データの提供をおこなわないこと。
- 21 市民の参政権を保障する立場から、投票所の環境改善を図り、安易な統廃合を行わないこと。

- ① 期日前投票所の増設、臨時期日前投票所の開設日数を増やすこと。
- ② 身体的理由などにより投票所に行くのが困難な有権者の投票権を保障するために、投票所の環境を整備すること。病院、介護施設など施設内投票、郵便投票制度の周知を徹底するとともに、利用しやすい制度にするよう国に働きかけること。

## (2)くらしと健康を守る社会保障の充実を

### <医療・保健・衛生>

- 22 健康診断の受診率向上に努め、保健センターでの土日検診や市内各医療機関でのセット検診など体制充実を図ること。乳がん・子宮がん検診などは、申し込みに早期に対応できるよう体制を整えること。
- 23 新型コロナをはじめインフルエンザや熱中症予防など、適切な情報発信や迅速な対応を行い、市民の健康を守る対策を十分に講じること。
- 24 地域的に不足している医療機関(診療科目)の把握に努め、誘致や新たな開業の働きかけなど医師会との連携強化を進めること(有床診療所、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、神経内科など)。産婦人科は、入院助産や生活保護制度の指定を受けている医療機関の誘致・開業の働きかけに務めること。
- 25 三島救命救急センター、千里救命救急センターに対する財政的援助の強化を大阪府に求めるとともに、近隣市や医師会とともに2次医療圏の救急医療体制の強化に力を注ぐこと。
- 26 子ども・ひとり親・障害者医療の入院時食事療養費を所得制限なしで助成すること。また、国・府に対して助成制度の復活を求めること。
- 27 被爆 2 世の医療費助成制度については、その支給要件である「世帯非課税」を少なくとも「本人非課税」に見直しすること。
- 28 府の福祉医療費助成制度の再構築で、対象から外された人を元に戻し、窓口負担も戻すよう府に求めること。
- 29 ふれあい入浴制度を公衆浴場が近くにない地域でも実施できるよう福祉施設等との協力体制の充実を図ること。

### <国保・後期医療>

- 30 国に対して「国保料引き下げのために国費 1 兆円の投入」を引き続き求めていくこと。
- 31 国保の府内統一化は、国保料高騰を招き、減免制度や一般会計繰入などについて市町村の権限を認めず、自治権を侵害するものである。全国唯一の異常な府内統一化に反対すること。
- 32 国保において、市町村は変わらず保険者としての権限を有する。市民に不利益な制度や運用はやめ、さらに市独自で改善すること。
- 33 国保特別会計の黒字分の活用や一般会計からの繰り入れ増で、保険料の引下げを行うこと。
- 34 保険料減免及び医療費一部負担金減免は、独自制度を維持し、さらに生活保護基準の 1.3 倍までの拡大など充実を図ること。一部負担金減免制度は財産確認をせず、通年使えるようにすること。多子世帯減免制度を創設すること。
- 35 保険料滞納世帯への保険証取り上げは行わず、18 歳以下は正規の保険証を無条件で発行すること。
- 36 限度額認定証は滞納に関係なく、申請に対して速やかに発行すること。
- 37 国保でも傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げるよう国に求めること。
- 38 後期高齢者医療保険制度の保険料値上げ、窓口負担の引き上げに反対すること。国に対し、

制度の廃止を求めること。

#### <高齢・介護>

- 39 民間賃貸住宅家賃助成制度を広く周知すること。また、家賃限度額をなくす、助成額の増額など制度の拡充を行うこと。
- 40 ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援を充実させること。愛の一声訪問事業の回数を元に戻し、様々な見守りの体制を整えること。緊急通報装置事業の基準を緩和し、対象者を拡大すること。
- 41 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
- 42 地域包括支援センターは、市内高齢者の実態に応じた体制となるよう市として責任を持つこと。
- 43 認知症高齢者や介護が必要な当事者・家族の相談支援などいっそう充実させ、地域での孤立を防ぎ、虐待などにつながらないよう見守り等の体制を強化すること。
- 44 特別養護老人ホームの入所については今後も要介護1・2の人も対象者とし、待機者としてもカウントすること。
- 45 食事・部屋代補助の申請を萎縮させる、金融機関調査や調査への同意書取り付けを行わず、窓口の対応は威圧的にならないようにすること。
- 46 保険料減免制度を周知徹底すること。市独自の保険料・利用料減免制度の改善・創設を行うこと。利用料2割・3割負担への独自の軽減措置を行うこと。
- 47 総合事業では、今後もすべての要支援者に現行通りのサービスを提供し、事業所の報酬も削減しないこと。つどい場は、元気な高齢者が元気な状態を維持するために集う場として市が責任を持ち、デイサービスの代替にしないこと。
- 48 原則全員「要介護認定」での判定に戻し、要介護認定調査の期間を30日以内に短縮すること。基本チェックリストの使用は、早期サービス開始など必要な時だけに限ること。
- 49 今後予想される利用料負担増の拡大、ケアプラン有料化、要介護 1・2 の総合事業化に反対すること。「卒業」強要やサービスの回数制限につながる改悪に反対し、摂津市では行わないこと。
- 50 介護労働者の低賃金、劣悪な労働条件の改善に向け引き続き国に対して働きかけること。介護報酬引下げには反対すること。
- 51 国は、「保険者機能強化推進交付金」「保険者努力支援交付金」などを使い、「自立支援」「卒業」を名目に、介護サービス削減を迫ろうとしているが、必要な人に必要なサービスをしっかり提供すること。

#### <障害者福祉>

- 52 65 歳以上の障害者を機械的に介護保険サービスに移行するのではなく、当事者の実態に即して継続したサービスが受けられるようにすること。また、介護保険サービスに移行する場合も、非課税世帯は無料になるよう補助をおこなうこと。
- 53 「共生型サービス」の導入で、高齢者・障害者が不利益を受けないようにすること。
- 54 障害者の働く場の確保、就労支援を積極的に行うこと。市自らが障害者雇用率の目標を達成し、市内企業に対しても、障害者雇用率を引き上げるよう働きかけを行うこと。
- 55 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」の整備を行うこと。（学園町の旧商工会事務所へ移転した「障害者総合支援センター」は設備面からしても不適當）
- 56 引き続き日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。

57 障害者支援事業所の職員の待遇改善を図ること。また、事業所に対する指導援助の充実を図ること。

#### <生活保護・困窮者支援>

58 生活保護基準の更なる引き下げを撤回するように国に求めること。

59 住宅扶助限度額の引き下げによる影響で超過額を負担している被保護世帯に対して、実態把握と必要な代替措置を講じること。厚労省の局長通知にある特別基準・経過措置についても可能な限り適用すること。

60 稼働年齢層の生活保護にあたって、生活困窮者自立支援制度に基づく就業支援を行いつつも、申請については法の精神に基づいて保護の適用を行うこと。

61 生活保護を含む低所得の高齢者に熱中症予防の観点から、冷暖房機器の設置費用の助成を行うこと。

62 通院移送費が支給されることを周知徹底し、簡易な方法で申請ができるようにし、必要な人すべてに支給を行うこと。

63 生活保護利用者に対する一律の資産調査は行わないこと。また、貯蓄を理由に支給停止の申し出を依頼するなど、不当な取り扱いを行わないこと。

64 ケースワーカーの資質向上に努め、増員を図ること。女性ケースワーカーを複数確保すること。

65 住民税の減免については、経済的な状況変化(収入の激減)や公私の扶助(所得基準を定めて低所得者の扶助認定者など)にも対応できるように要綱を作成し、実施すること。

66 市税・国保料等の滞納分の差押えについては、

① 差押禁止財産は、預金口座に入ったものも含め、差押えないこと。

② 分割納付中の差押えは行わないこと。

③ 「地方税における猶予制度の見直し」は「納税者の負担の軽減」が趣旨である。滞納金額の2年完納を強要せず、対象者の生活実態の把握に努め、制度見直しの趣旨を充分踏まえた市民に寄り添った対応をすること。

67 市民税の申告は自主申告権を侵害せず、相談については市民の立場に立った親切丁寧な対応を行うこと。また、市民の社会的立場を尊重し、勤務先・得意先などへの問い合わせは行わないこと。

### (3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を

68 新型コロナ感染拡大・消費税10%実施による影響と市内商店、事業所等と実態を丁寧につかみ、地域経済の振興に力を尽くすこと。

69 大規模小売店舗等の出店、閉鎖、移転、縮小は、地域経済と自治体に大きな影響を及ぼすことになるため市内外の状況把握に努め、必要な対策を講じること。

70 中小企業振興条例を策定し具体化を図ること。特に小規模企業振興基本法を踏まえ工場 家賃や機械リースへの補助事業など、小規模事業所にとって有効な支援策を行うこと。

71 拡充した融資制度の周知に努めること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講じること。

72 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」「商店リフォーム助成制度」等を創設し、耐震補強やバリアフリーの助成と併用して、また、災害による修繕への助成ともなるよう、総合的に活用できるようにすること。

73 企業立地等促進奨励金の交付企業に対し、市内の雇用状況、市内の下請け企業への発注状況等を調査し、市内での正規雇用や市内企業への下請け発注等、市内産業の振興・活性

化へ寄与するよう求めること。コロナによる非正規・派遣切りなど行わないよう申し入れること。

- 74 「都市農業振興基本法」にもとづき、市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。また、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。
- 75 市民農園のさらなる拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。多くの市民が利用できるようなシステムを構築すること。

#### (4) 環境を守り快適で住みよい街づくりを

- 76 地球温暖化の要因といわれる温室効果ガスの削減を市としても率先して取り組み、市民や市内事業所等にいっそう啓発に努めること。
- 77 JR 東海新幹線鳥飼車両基地内の地下水汲み上げを監視し、地盤沈下の未然防止のためあらゆる措置を講ずること。
- 78 太陽光発電設備設置に対する助成制度など自然エネルギー推進の施策を行うこと。全避難所に太陽光発電設備と蓄電池を設置すること。
- 79 PFOA汚染について、大阪府任せにせず、水環境・土壌・作物・人体など必要な調査を要望し、府が行わないならば摂津市独自にも行うこと。ダイキン工業内の濃度の公表を求めること。市民とともに問題解決を図る立場に立つこと。
- 80 ダイオキシン対策は大阪府任せにせず、かつてダイオキシン汚染を起こした事業所をはじめ、焼却施設の実態把握と監視を府と連携しつつ主体的に取り組むこと。
- 81 大気汚染、地盤、放射線測定など環境観測の地点の拡大と検査項目の充実など、府へ働きかけるとともに、市独自でも行なうこと。
- 82 市内収集業務の7割に拡大された民間委託業務の検証を行い、これ以上の委託拡大は行わないこと。
- 83 廃棄物処理の広域化は、住民への情報公開、住民との協議を行い、双方の住民の納得と合意のもとにすすめること。また、市民への負担は避けつつも、経済効率一辺倒で環境施策を後退させたりしないこと。
- 84 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
- 85 ごみ分別の徹底のために、定期的な組成調査の実施と業者指導の徹底を行うこと。
- 86 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善を国に要望すること。
- 87 マンションの開発にあたっては、駐車場の100%確保と管理人を必ずおくように、引き続き指導、監督すること。
- 88 市内の公園トイレにおいて高齢者や障害者の使用を考慮し、可能なところから洋式化や多機能トイレの設置に取り組んでいくこと。
- 89 小さい子どもが安心して楽しめる魅力ある公園遊具の設置に取り組むこと
- 90 桜町の嘉田公園東側にある東屋まわりの地面の凸凹を平坦に改修すること。
- 91 ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。
- 92 市立第6集会所(旧一津屋公会堂)は、摂津市指定有形文化財第1号に指定されている芝居小屋であり、さまざまな活用を図ること。
- 93 市立第27集会所(東別府2丁目)の移設・建て替えを行うこと。
- 94 摂津市住宅マスタープランの「安全安心の確保による住み続けられる街の実現」へ空き家の利活用、公的・民間賃貸住宅の活用を推進すること。



- 95 市営住宅の維持管理のうち、草刈りや樹木の剪定など身体的な負担を伴う入居者負担について、入居者間の分断をつくらぬよう支援をおこなうこと。
- 96 市営鳥飼野々住宅跡地のコミュニティセンター構想について、意思決定段階から住民参加を徹底し、児童センター機能をもつ地域コミュニティ施設設置に向けた取り組みを早期に具体化すること。

## (5) 災害・防災対策、被災者に対する公的支援について

- 97 新たな地域防災計画の改訂にあたっては、自助や共助を強調するのではなく、市として公的な支援体制を強化、充実させること。
- 98 職員数の増員、体制の充実を図ること。とりわけ、消防職員の増員については計画的に整備していくこと。
- 99 引き続き、民間企業との防災協定を推進し、一時避難所を増やすこと。同時に、地域防災計画で築いてきた人的な財産(おまかせ会員、お願い会員の体制)の見直し、活用について発展させること。
- 100 ゲリラ豪雨対策として、安威川流域の支川を含め総合的な治水対策(浚渫など)を強化するよう関係機関に働きかけること。市内ポンプ施設そのものの浸水対策と非常用電源の設置を行うこと。また、日常的に土のうの配備など緊急対応策の具体化を進めること。
- 101 家屋の全壊、半壊に対する現状の支援策の見直しをはじめ、一部損壊に対する支援策を本格的に実施するよう国に働きかけること。また、固定資産税の減免をはじめ市独自の支援策を検討すること。
- 102 2年前の地震台風災害による被災家屋の修繕状況のアンケートでは、約 4 割が未改修となっている。ブロック塀の撤去等補助金、被災住宅修繕支援金制度については、必要とする市民が使える制度に拡充をおこない実施すること。
- 103 耐震改修費への市独自の貸付制度創設など民間住宅の耐震化を促進する方策を検討すること。木造集合建築物の耐震化を促進するために実態に即した具体策を研究すること。

## (6) 安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を

- 104 JR千里丘駅西口再開発について
  - ① 駅前広場や道路の整備は当然行うべきと考えるが、32 階建タワーマンションの必要性やビル風の問題、店舗面積の根拠(周辺商店との調整等)などもっと議論・検討すること。
  - ② 都市計画法第 74 条では「地元権利者の生活再建措置」や各地の取組みも参考に、従前評価額の引き上げをはじめ、約 6 割を占める借家人の将来設計への対応、市独自の融資制度や代替地の確保など地元権利者の今後の生活と営業に責任を持つこと。
  - ③ 西口側の整備に合わせ、東口側施設のリニューアルと東西の活性化に向けて検討すること。
- 105 市内全域でバリアフリーのまちづくりを進めること。全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱など歩道上の障害物を撤去すること。
- 106 防犯灯や道路灯の新增設や維持管理を住民の声を取り入れつつ進めること。
- 107 防火水槽および消火栓の整備と合わせ、耐震性貯水槽の増設など水利確保をはかること。
- 108 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。

通学路危険箇所総点検の結果の報告も行い、計画的に整備すること。

- 109 高齢者を含め市民の移動支援等については、地域公共交通計画を策定し全面的に取り組むこと。
  - ① 公共施設巡回バスについては、市の行事等へ参加できるように土日祝日にも運行すること。
  - ② 市内循環バスについては、運転手の確保を要請し、引き続き利便性の向上を求め、敬老パスなど料金の免除、減額の制度を検討し実施すること。
  - ③ バス停の安全対策、ベンチ、屋根の設置など利用者の利便性向上を図ること。
- 110 デマンドタクシー制度の実施などによる市民の足確保に努めること。高齢者・障害者にタクシー割引券の発行を行うこと。
- 111 今後とも JR・阪急各駅の自転車置き場の増設をはかること。またラック式置場、バイク(特に50cc 超)置き場の増設を検討すること。
- 112 正雀駅前の安全な歩行者導線の確保のため歩道整備を急ぐこと。
- 113 JR千里丘駅東口ロータリー周辺の段差や剥がれたタイルの改修をはじめ、タクシー乗り場案内の改善などを行うこと。施設の雨漏り対策等、中長期修繕計画にもとづき改善を図ること。
- 114 都市計画道路廃止後の府道の安全対策を府に働きかけること。
- 115 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、傾斜・段差の解消等を引き続き府に働きかけること。
  - ① 鳥飼八防1丁目バス停留所付近の拡幅と鳥飼野々から鳥飼中區間及び鳥飼八防2丁目の歩道の拡幅と段差の解消を行うこと。
  - ② 鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。
  - ③ 別府交差点から南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
  - ④ 排水柵の土砂やゴミの定期的な浚渫、雨水が路面にたまらないよう排水機能を確保すること。
  - ⑤ 一津屋交差点の近畿自動車道高架下の照明の改善。(昼間でも暗くて危険)
- 116 鳥飼八防交差点改良や歩車分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。また、交差点南側にスペースの確保を図ること。
- 117 府道正雀一津屋線の道路拡幅や歩道整備について府に働きかけること。
  - ① ライフ正雀店周辺の歩道の安全対策を図ること。
  - ② 第4中学校前から別府交差点までの歩道確保(東別府側だけでなく別府側も)と鉄板蓋の取替を行うこと。
- 118 府道千里丘寝屋川線について
  - ① 昭和園地域トーカン工業グランド側に歩道を確保すること。
  - ② 千里丘東1、2丁目地域内側溝部分の改善を行うこと。
- 119 府道十三高槻線の三島3丁目2～3番地辺り、歩道の凹凸解消を引き続き府に働きかけること。
- 120 府道八尾茨木線、府道茨木寝屋川線の狭隘な歩道の整備、段差の切り下げ、雑草の伐採を府に働きかけること。
- 121 府道茨木寝屋川線北行きの京阪バス「流通センターバス停」の待機場所について、関係機関と協力して改善を図ること。

- 122 市道千里丘三島線の千里丘東2丁目側の拡幅整備については、早期完成をめざすとともに、交差点の右折レーンの設置と信号の改善を行うこと。また、香露園1号線への大型車通行規制も並行して取組むこと。
- 123 市道千里丘三島線、三島3丁目17番地付近歩道の拡幅整備をすること。
- 124 市道正雀三島線の歩道の改善、整備を進めること。(狭隘で段差もあるため車道にはみ出る歩行者が多い、旧味舌小跡地等工事の大型車両の通行などで大変危険。)
- 125 市道鳥飼八防鳥飼上線の鳥飼野々3丁目付近の排水溝の整備を。
- 126 市道鳥飼八町8号線(水路に蓋して設置されている道路)のスピード規制、飛び出し防止など安全対策を。
- 127 新在家2丁目中央環状線との合流地点に停車禁止表示を設置すること
- 128 千里丘朝日が丘線の拡幅整備については、地権者の意向を尊重して対応すること。
- 129 鶴野2、3丁目境界、青少年広場から4丁目に伸びる市道の歩道は、植え込みによって狭小になっている。車椅子などが通れるように、凹凸や段差の改善を行なうこと。
- 130 鳥飼野々3丁目、西面緑地について
  - ① 定期的な高木の剪定、落ち葉の清掃を行うこと。
  - ② 車道と歩道間の低木について、見通しを悪くしないよう定期的に伐採すること。
  - ③ 街路灯を早期にLEDに切り替えること。
  - ④ 南水路への排水管の土砂や根の詰まりを除去して排水能力を確保すること。
  - ⑤ 排水ポンプの騒音対策を講じること。
- 131 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策を図ること。
- 132 明和池公園の利用で子どもやベビーカーなどの利用が増えている竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者通路の安全対策を図ること。
- 133 香露園地域からコミュニティプラザへの避難路の確保を。
- 134 香露園ガランド遊歩道周りの一方通行に関する標識を改善すること。
- 135 サンドライビングスール横の大正川側道路の安全対策を。
- 136 大正川橋と長曾橋間に設置されている低いガードレールを正規の高さに改善すること。
- 137 大正川の大木については、高水敷法面部分に生えている大木の伐採を早急に行うこと。
- 138 正雀本町2丁目の南側、進入禁止になっている水路上の歩道について、安全に利用できるよう修繕・整備を行うこと。
- 139 一津屋2丁目16-25地先、通学路にカーブミラーを設置すること。
- 140 千里丘東3丁目1番地角にカーブミラーを設置すること。
- 141 鳥飼本町3丁目15番地先の三叉路にカーブミラーを設置すること。
- 142 薄れて見えにくくなっている横断歩道や一時停止線など路面表示を引き直すこと。

## (7) 子育て、学校教育、社会教育の充実を

- 143 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。
  - ① 一切の暴力・体罰・パワハラ・セクハラのない教育環境づくりを行うこと

- ② 多様な性自認・性指向について認識し、身近に性的マイノリティの当事者が必ずいることを前提にしてLGBT等への誤解・偏見の解消に向けた取り組みを行うこと。
- 144 スクールソーシャルワーカーの増員、各校に常勤のスクールカウンセラーを配置すること。
- 145 日の丸・君が代への敬意の押し付けは行わないこと。児童生徒、保護者、教職員の内心の自由を保障すること。
- 146 道徳教育については、指導計画・教材等の押し付けを行わず、各学校の取り組みを尊重すること。
- 147 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
- 148 全国学力テストについて
  - ① 全国学力テストに参加しないこと。国にその中止を求めること。
  - ② 全国学力テストの「調査結果」は学校別を含め公表しないこと。大阪府に対して公表しないよう求めること。
- 149 市独自の学力定着度調査は中止すること。
- 150 大阪府中学生チャレンジテストについて
  - ① 中止・撤回大阪府教育庁に求めること。
  - ② チャレンジテストの結果を高校入試判定に反映させないよう大阪府教育庁に働きかけること
  - ③ 摂津市教育委員会としてチャレンジテストに参加しないこと
- 151 小学生すくすくテストについても中止を求めること。
- 152 学習指導要領は大綱的な基準であることを確認し、各学校の教育課程編成権を尊重すること。学習指導要領の抜本的見直しを文部科学省に求めること。
- 153 公立高校授業料の無償化の継続と私立高校授業料の実質無償化を国・府に働きかけること。
- 154 少人数学級の拡大を国や府に要望すること。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。本市独自でも35人学級の実施を検討すること。
- 155 支援学級在籍児童を含め35人または40人以下の通常学級となるようダブルカウントを採用すること。
- 156 教職員の労働条件を改善すること。
  - ① 教職員の増員や現行の配置基準の抜本的見直しを国や府に働きかけること。
  - ② 定数確保と産休などの欠員補充をすみやかに行うこと。
  - ③ 教職員の勤務時間など実態調査を引き続き行うとともに、業務の削減など長時間勤務を抑制するための具体的な対策を講じること。
  - ④ メンタルヘルス対策を行なうこと。
- 157 教職員の「評価育成システム」や「授業アンケート」を中止すること。
- 158 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
- 159 児童数が急増する摂津小学校について、安全な教育環境を確保するため、大規模化抑制と施設整備を早期に実施すること。
- 160 学校給食は安全安心を大前提に教育の一環として拡充を図ること。
  - ① 調理員の退職者不補充の方針を見直し、これ以上の民間委託は行わないこと。直営・自校調理で安全安心の給食を実施すること。
  - ② 栄養教諭の全校配置へ国・府に求めつつ、市独自対応も検討すること。

- ③ 安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
  - ④ 学校給食法等に定められた目標、目的に沿った中学校給食を目指し、栄養バランスのとれた給食をより多く生徒に提供できるよう常に改善を図ること。
  - ⑤ 中学校給食についても小学校給食と同じように自校調理全員給食へ抜本的な見直しを行うこと。
  - ⑥ アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
- 161 各学校・幼稚園・保育所に共通する施設改善・管理運営について、
- ① 施設の耐震化の促進、経年劣化による危険箇所の把握と安全対策を早期に実施すること。
  - ② 非構造部材の耐震化計画の策定と安全対策を講ずること。
  - ③ トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと
  - ④ 体育館にエアコンを設置すること。
  - ⑤ 各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
  - ⑥ 学校に太陽光パネルなど自家発電設備を設置すること
- 162 通学路の危険カ所の把握と安全対策を関係機関が連携して実施すること。
- 163 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
- 164 障害のある児童の教育について
- ① 障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
  - ② 「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
  - ③ 指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
  - ④ 通常学級とのダブルカウントを行うこと。
- 165 就学援助金制度は、子育て支援策として充実を図ること。
- ① 認定基準を引き上げること。
  - ② 支給費目にクラブ活動費を追加すること。
  - ③ 中学校給食の給食費も支給対象にすること。
- 166 学童保育ガイドラインにもとづきサービス・施設を拡充すること
- ① 学童保育の民間委託拡大、民営化は行わないこと。
  - ② 希望者の全員入室を保障するとともに、条例に定めた面積基準の順守、1クラス40人以下の早期実現をはかること。
  - ③ 正規の指導員の配置を行い、身分を保障すること。
  - ④ 要支援児の受け入れを続け、4年生以降も入室できるように検討すること。人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。
  - ⑤ 毎週土曜日保育、長期休暇における朝の保育時間の繰り上げ、高学年受け入れなど早期にサービスを拡大すること。
  - ⑥ 民間委託3校と直営校との保育の内容、質に格差が生まれないよう指導チェックを行うこと。保護者の声が生かされるよう児童の最大の利益を前提に保護者と指導員間、市と事業者間の連携を図ること。指導員が短期間で交代することのないように安定的雇用を義務付けること。
- 167 放課後の全児童対策について
- ① 「わくわく広場」の充実にむけ、指導員の確保、開催日数の拡大等充実を図ることまた学童

保育とは目的・役割・活動や生活の内容などが大きく異なることを認識し「一体化」ではなく、運用上の連携をはかること。

② 放課後の児童生徒が安全にボール遊びのできる空間を確保すること。

168 増加する児童相談等に対応できる家庭児童相談課の体制を強化すること。

169 公民館について

① エレベーター設置などバリアフリー化を早期に進めること

② 社会教育施設として、公民館の役割、機能を維持しつつ、地域コミュニティの拠点として柔軟な運用をはかること。

170 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。

171 屋外市民プール建設を検討すること。

172 温水プール入り口前の府有地を活用し、身障者・高齢者用の駐車スペースを確保するよう引き続き府に働きかけを行うこと。

173 幼児教育・保育の無償化について

① 保育料から外された給食副食費の無償化をはかること。

② 主食費の負担軽減を図ること。

③ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象から外す条例を制定し、基準を満たすよう指導を強化すること。

174 保育所の運営は児童福祉法第24条第1項にもとづき、公的責任を果たすこと。待機児童解消は認可保育所によってはかり、詰め込みや基準の低い安易な対策によらないこと。

175 認定こども園への移行や新設の際、2・3号こどもの定員の縮小を招かないようにすること。

176 新制度における小規模保育事業については、原則A型のみとすること。

177 民間保育事業者、小規模保育事業者の新規参入に際し、安定性、継続性などチェックすること。事業撤退などによる子どもや保護者の混乱を招かないようにすること

178 公立の就学前施設のあり方について

① 鳥飼保育所、とりかい幼稚園の認定こども園化に際しては保護者への丁寧な説明とともに児童、保護者、現場の負担とならないよう合意と納得を得ながら行うこと。

② 子育て総合支援センターの認定こども園化は見直し、2～3号子どもの入所定員の十分な確保をはかること。

③ 給食調理の民間委託は行わないこと。

④ 待機児童の解消を民間任せにせず、公立の保育施設等を整備すること。

⑤ 保育士確保のための施策の拡充と職員の育成・定着のための実践的な援助も含め、公立施設がイニシアチブをとって役割を果たすこと。

⑥ 新型コロナウイルス感染症等による長期休園がおきた際の代替保育ができる体制確立に尽力すること。

179 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。

180 ひとり親家庭への個々に寄り添った支援とともに、児童扶養手当受給者などに生活保護制度の正確な情報を周知徹底すること。

181 子どもの貧困対策における実態調査を行い、生活支援課、子育て支援課など全庁的な連携を強化し具体的に進めること。